

議会受付番号	鎌議第 1446 号
質問者	上嶋寛弘 議員
答弁する者	市長（総務部職員課）

## 文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定による文書質問について、次のとおり答弁いたします。

### 1 件名

審査委員会に対する諮問と職員教育

### 2 質問の要旨

- 1 納税課（再任用職員）小原芳則による重大な公文書改竄事件に係り、審査委員会への諮問にあたって改竄を指示した回数について、鎌議第 1293 号の答弁によれば確認していないと推察される。

44 回のデータを改竄したとしても、その悪意性については、小原の証言でなく指示したその回数を見てこそ、判断できるのではないか。ログを見れば、大体いつ頃に指示を受けて、改竄したかが分かるはずだが、その確認もせず、それを提示せずに職員課長はじめ職員課は諮問したのか。

- 2 至急ログデータを確認して、改竄日時を確認せよ。
- 3 小原に悪意は無いと判断した根拠は何か。
- 4 今回、小原の指示を受けて公文書を改ざんした 2 名の職員は、懲戒処分の対象とならなかったが、公文書改竄は罰にならないと教育していたのか。公文書の改竄は許されない行為と職員課は教育をしていなかったのか。具体的にどのような形で行ったか。文書もあれば示せ。

### 3 答弁

- 1 諮問の内容については、鎌議第 1293 号で答弁したとおりですが、職員審査委員会に対しては、出勤時刻を改ざんした回数を含め、懲戒処分に関する事案説明を行っております。
- 2 鎌議第 1456 号でお示しした資料のとおりです。
- 3 職員審査委員会では、本人及び庶務事務システムの庶務担当者からの供述から悪意がないと判断したものと考えます。
- 4 新採用職員に対しては、毎回、地方公務員法及び懲戒処分の指針に関する研修を行っております。

なお、懲戒処分を受けた納税課職員の依頼により、出勤時刻の改ざんを行った庶務事務システムの庶務担当者に対しては、所属長から口頭による嚴重注意を行いました。